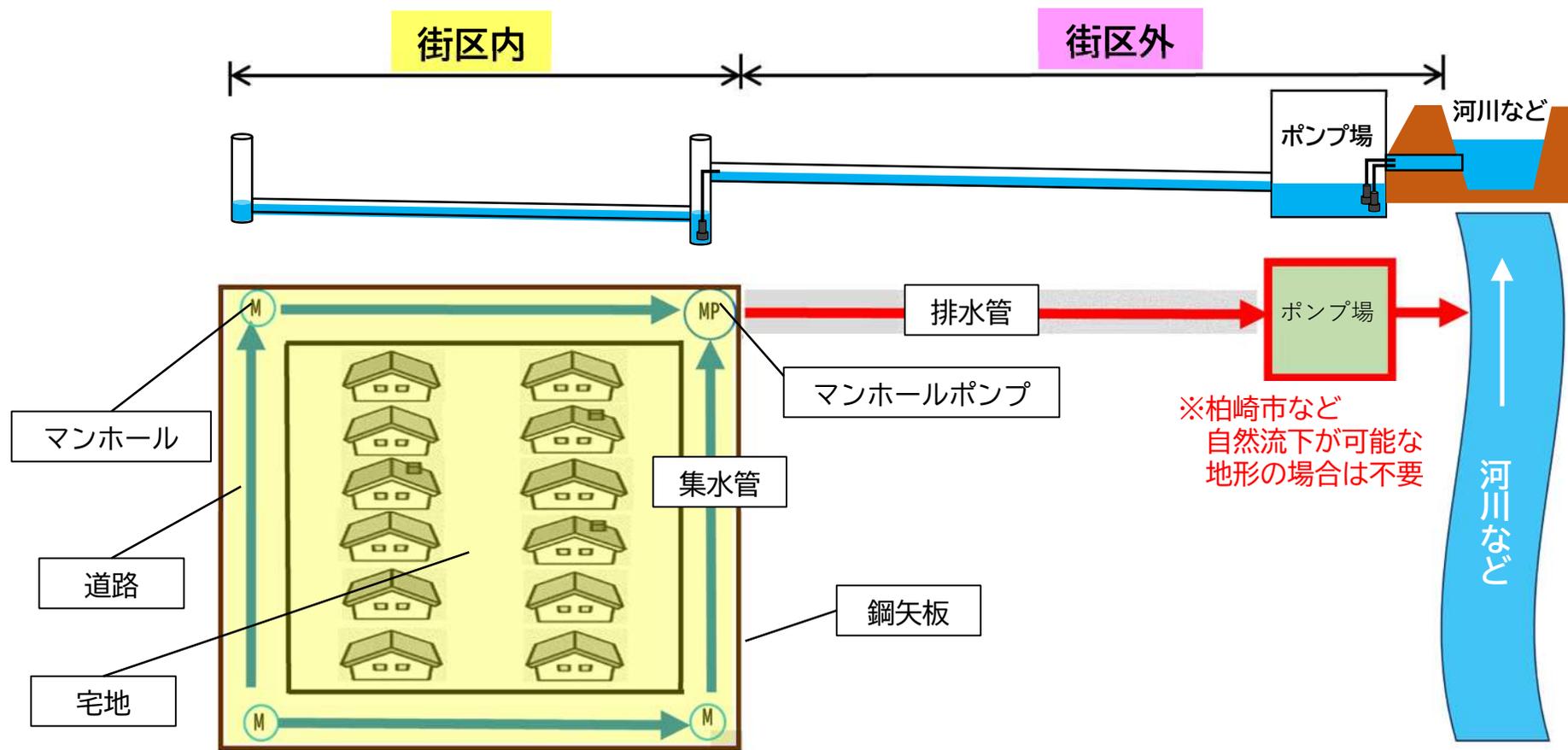


街区単位の液状化対策について

- (1) 住民負担について
- (2) 意向確認と住民合意について
- (3) 今後のスケジュールについて

地下水位低下工法の概要

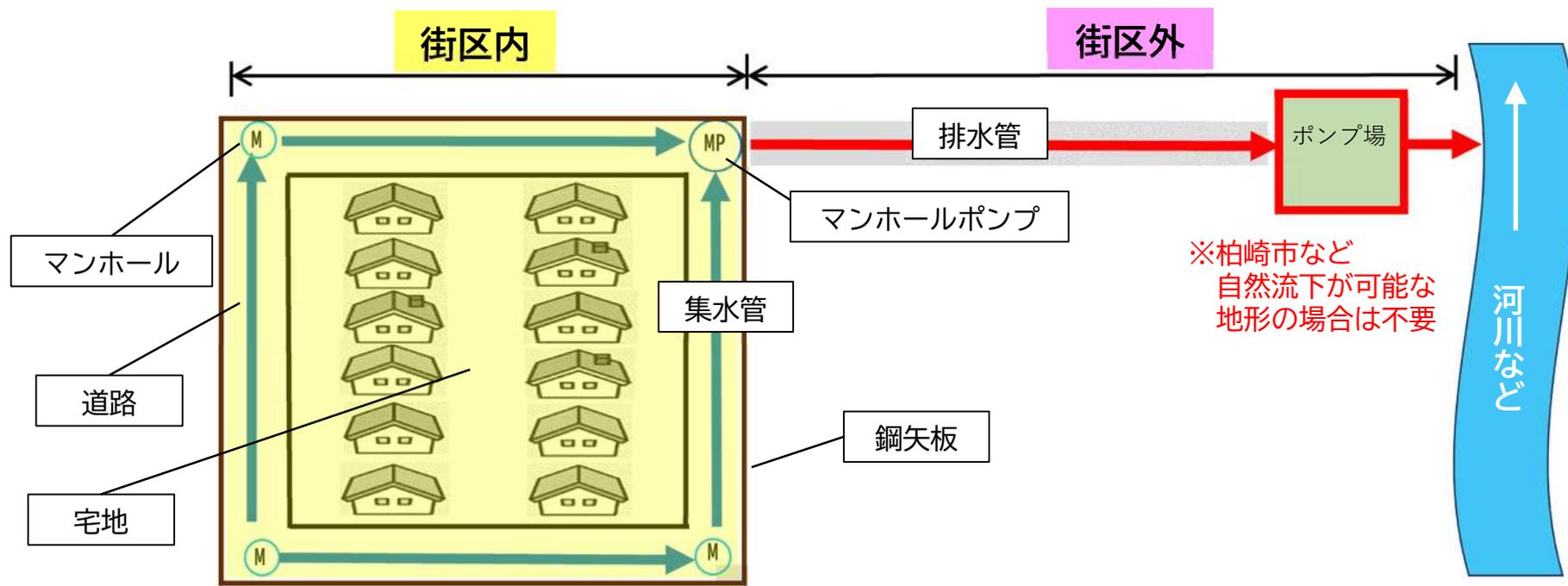
- ・地下水位低下工法は、施設整備と維持管理によって、機能を発揮する。
- ・地下水位低下工法の施設整備は街区内と街区外に分けられる。



項目	街区内	街区外
施設整備の概要	①対策範囲(街区)を鋼矢板を打ち込み囲う	①街区内の地下水を河川などへ流す排水管を布設する
	②公道下に集水管を布設する	②地下水を河川などに排水するポンプ施設を整備する
	③集水管で集めた地下水をマンホールポンプで街区外へ排水する	
維持管理の概要	①集水管の清掃、修繕など	①排水管の清掃、修繕など
	②マンホールポンプの電気料金、点検、修繕など	②ポンプ施設の電気料金、点検、修繕など

モデルケースの条件設定

工法	地下水位低下工法
面積	1ヘクタール(10,000㎡)
対象宅地数	40宅地(1宅地50坪、165㎡と想定)



街区内(1ヘクタールあたり)

施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・集水管布設 L=600m ・マンホールポンプ設置 N=1基 ・マンホール設置 N=7基 ・遮水鋼矢板 L=400m 	約4億円
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ施設の電気料金、メンテナンス費 ・集水管の清掃費など 	約2,100万円 (70万円/年×30年)
		約4億2,100万円

街区外(対象検討範囲全体)

施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管布設 ・ポンプ場の新設 	40~400億円
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場の電気料金、燃料費 ・機械設備のメンテナンス など 	2~4億円
		42億~404億円

モデルケースで算出されたように、本市の対策は他都市と比較すると街区外のコストが膨大と想定される。

(1) 住民負担について

- ・ 住民負担の基本的な考え方
- ・ 住民負担の考え方
- ・ 街区内維持管理費の住民と市の負担割合に基づく試算

住民負担の基本的な考え方

- ① 受益※と負担の公平性の観点から、住民負担額を設定する。
- ② 住民負担の対象は、土地所有者とする。
- ③ 可能な限り住民負担の軽減を図る。
- ④ 住民負担はモデルケースとして算出した街区内の事業費を参考とする。
- ⑤ 算出した負担額については、全ての街区において適用する。
- ⑥ 液状化対策は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」を活用する。

※将来における液状化リスクの軽減

住民負担の考え方

○施設整備費について

- ・ 施設整備費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象であり、かつ、令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けたことから、通常時より地方負担の割合が軽減されている。
 - ・ 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。
 - ・ 街区内外の施設を一体的に機能させていくことが必要。
- ⇒ 新潟市としては、施設整備費の地方負担分については、市が全額負担することとし、住民負担は求めないこととする。

○維持管理費について

- ・ 街区内の維持管理費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象外である。
 - ・ 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。
- ⇒ 新潟市としては、街区内の維持管理費の試算を基礎とし、住民負担を求めることとする。

街区内維持管理費の住民と市の負担割合に基づく試算

住民負担額の試算【案①】

- ・ 負担割合は、液状化対策検討範囲における民地と官地のおおよその面積割合とする。
- ・ $2,100\text{万円}/30\text{年} \times 70\% \div 40\text{宅地} \div 50\text{坪} = \underline{7,350\text{円}/\text{坪}\cdot 30\text{年}} (2,227\text{円}/\text{m}^2 \cdot 30\text{年})$
- ・ 土地の面積に応じて、坪あたり 7,350円を負担していただく。
※土地面積が50坪の場合 → $7,350\text{円} \times 50\text{坪} = 367,500\text{円}/30\text{年}$
(1月あたりに換算すると 1,020円相当)

負担割合を民地：官地＝7：3とした場合の問題点

- ・ 全体としては、民地：官地＝7：3だが、具体的な街区単位で見ると過度な負担となる場合がある。



住民負担額の試算【案②】

- ・ 面積割合による試算ではなく、市と街区内の住民との負担割合を1/2ずつとする。
- ・ $2,100\text{万円}/30\text{年} \times 50\% \div 40\text{宅地} \div 50\text{坪} = \underline{5,250\text{円}/\text{坪}\cdot 30\text{年}} (1,590\text{円}/\text{m}^2 \cdot 30\text{年})$
- ・ 土地の面積に応じて、坪あたり 5,250円を負担していただく。
※土地面積が50坪の場合 → $5,250\text{円} \times 50\text{坪} = 262,500\text{円}/30\text{年}$
(1月あたりに換算すると 729円相当)

(2) 意向確認と住民合意について

意向確認と住民合意について

- ① 事業実施に向け、概略設計へ進むための①「意向確認」と、工事着手のための最終的な②「合意形成」の2回、住民（土地所有者）の意思確認をさせていただく。
- ② どちらの意思確認においても、原則として、街区内の土地所有者全員の同意を基本とする。
- ③ ①「意向確認」においては、対策事業を希望される皆さまからの相談に対して、個別に打ち合わせや説明会を行い、少しでも多くの方から賛同いただけるよう、市も伴走しながら進めていく。



(3) 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

○第2回全体説明会

(募集要項に関する内容について)

◆説明会日時

- ①10月10日(金) 19時～ 黒埼市民会館
- ②10月13日(月) 15時～ 西区役所健康センター棟
- ③10月14日(火) 19時～ 曾野木地区公民館

※9月21日の市報で周知、その後に参加者予約受付

◆主な説明内容

- ・募集要件、申請、相談窓口など